

令和2年5月20日

姫路市長 清 元 秀 泰

姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱を次のように定める。

姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、姫路市認知症サロン活動事業登録制度実施要綱（令和2年5月20日制定。以下「サロン登録要綱」という。）に基づき認知症サロン活動を行う者に対して交付する姫路市認知症サロン活動助成事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、サロン登録要綱第7条第1項に規定する登録決定者とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、サロン登録要綱第7条第1項の登録事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第1及び別表第2のそれぞれについて、次に掲げる期間ごとの補助対象経費と補助基準額（補助金の額の算定に当たり補助の基準とすべき額をいう。以下同じ。）を比較し、より低額である方として算定された額の合計額とする。

(1) 別表第1

ア 期間 4月から翌年3月まで

イ 補助基準額 1,000円にサロンを開催した月数を乗じて得た額（ただし、次号イの補助基準額が同号アに掲げる期間に係る補助対象経費よりも大きい場合は、その差額を当該得た額に加えるものとする。）

(2) 別表第2

ア 期間

(ア) 4月から6月まで

(イ) 7月から9月まで

(ウ) 10月から12月まで

(エ) 翌年1月から翌年3月まで

イ 補助基準額 100円に1週間のうちで1回以上参加した利用人数の合計数を乗じて得た額

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、認知症サロン活動助成事業補助金交付申請書（様式第1号）を補助対象事業の開始前に、市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、速やかに認知症サロン活動助成事業補助金交付可否決定書（様式第2号。以下「交付決定書」という。）により、前条の規定により申請した者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をする場合において、必要な条件を付することができる。

(事業の変更等)

第9条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定に係る補助対象事業の計画を中止しようとするときは、認知症サロン活動助成事業変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更又は中止を承認すべきものと認めたときは、認知症サロン活動助成事業変更（中止）決定通知書（様式第4号）により、前項の規定による申請をした者に通知するものとする。

（実績報告）

第10条 交付決定者は、市長が別に定める期日までに、認知症サロン活動助成事業実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。ただし、第14条の規定による概算払を請求するに当たり、既に報告した期間の実績については、実績報告書の提出を省略することができる。

- (1) 支出明細書（様式第6号）
- (2) 事業の執行に要した経費の領収書その他これに類する書類
- (3) 参加者名簿（サロン登録要綱様式第3号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、認知症サロン活動助成事業補助金確定通知書（様式第7号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 交付決定者は、前条の規定により確定通知書を受けたときは、認知症サロン活動助成事業補助金交付請求書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定書の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、速やかに、補助金を交付決定者に交付するものとする。ただし、次条の規定による概算払がされている場合は、交付する額は概算払をした額を控除した額とする。

(概算払)

第14条 市長は、交付決定者の請求により、第5条第2号に規定する期間ごとに交付決定の額の4分の1（交付決定の日が7月1日以降の場合にあっては、市長が別に定める割合）を限度に概算払をすることができる。

2 交付決定者は、前項の規定による請求をしようとするときは、概算払を受けようとする期間についての実績報告書に第10条各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の実績報告書の提出を受けたときは、その内容を審査し、第5条を準用して概算払の額を決定し、認知症サロン活動助成補助金概算払決定書（様式第9号）により交付決定者に通知する。

4 交付決定者は、前項の規定による通知を受けたときは、認知症サロン活動助成事業補助金概算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

5 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに、補助金を交付決定者に交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第15条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により、交付決定又は補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定又は交付決定若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當であると認めるとき。
- (4) 姫路市から補助金以外の認知症サロン活動に係る助成を受けたとき。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、速やかに交付決定を取り消された者に対し、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(補則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和２年８月７日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日前にこの要綱による改正前の姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱様式第１０号により作成されたものであって、この要綱の施行の日前に提出された認知症サロン活動助成事業補助金概算払請求書は、この要綱による改正後の姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱様式第１０号により作成したものとみなす。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

別表第 1（第 4 条関係）

項目	内容
講師等への謝礼	外部から招く講師等への謝礼金。ただし、1 人につき 5,000 円を上限とする。
印刷製本費	啓発・案内ちらし又は配付資料のコピー又は印刷代 認知症の啓発に必要な冊子等の印刷製本費
消耗品費	紙類、筆記具、コップ、お盆、ペーパーナプキン等の 認知症サロンの運営に必要な消耗品費。ただし、サロ ンの参加者から実費負担を受けている場合はその額を 控除する。
通信費	郵便等の経費
使用料	会場や機器の借上費
保険料	ボランティア保険、損害賠償保険等の保険料

別表第 2（第 4 条関係）

項目	内容
食糧費	飲料（お茶、コーヒー、紅茶等）又は菓子の購入費 （食材費、弁当又は会食の費用等は除く。）。ただ し、1 人当たり 1 回の上限を 100 円とし、サロンの参 加者から実費負担を受けている場合はその額を控除す る。

様式第 1 号（第 6 条関係）

認知症サロン活動助成事業補助金交付申請書

（宛先）姫 路 市 長

年 月 日

申 請 者	
サロン名	_____
代 表 者 住 所	姫路市_____
連 絡 先	_____
代表者名	_____

姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度 年度		補助金の名称 姫路市認知症サロン活動助成事業補助金	
補助事業着手年月日 年 月 日		補助事業完了年月日 年 月 日	
事業の内容			
サロンを開催する月数	サロンを開催する週の数	登録人数	
か月	週	人	
添付書類			

様式第 2 号（第 7 条関係）

認知症サロン活動助成事業補助金交付可否決定書

年 月 日

サロン名 _____

代表者 _____ 様

姫路市長

年 月 日付で申請のあった姫路市認知症サロン活動助成事業補助金の
交付の可否を下記のとおり決定したので通知します。

記

決定内容

交付の決定を（ 1 可 ・ 2 不可 ）とする。

1 可の場合

補助年度 年度	補助金の名称 姫路市認知症サロン活動助成事業補助金
交付決定日 年 月 日 (年 月からの認知症サロン活動を補助金交付の対象とします。)	
交付決定額	円
交付の条件	

2 不可の場合

不可とした場合の理由

認知症サロン活動助成事業変更（中止）承認申請書

（宛先）姫 路 市 長

年 月 日

申 請 者
サロン名 _____
代 表 者 住 所 姫路市
連 絡 先 _____
代表者名 _____

姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

申請内容	事業の中止 ・ その他
------	-------------

その他の内容

※サロンの名称の変更等、姫路市認知症サロン活動事業登録制度に関する事項は、姫路市認知症サロン活動事業登録制度実施要綱に基づき、その中止又は変更について申請すること。

様式第 4 号（第 9 条関係）

認知症サロン活動助成事業変更（中止）決定通知書

年 月 日

サロン名 _____

代表者 _____ 様

姫路市長

年 月 日付で申請のあった認知症サロン活動助成事業に係る変更又は中止について下記のとおり承認したので通知します。

記

承認内容	中止 ・ その他
承認日	年 月 日

承認したその他の内容

様式第5号（第10条関係）

認知症サロン活動助成事業実績報告書

（宛先）姫路市長

年 月 日

補助事業者

サロン名 _____

代表者住所 姫路市

連絡先 _____

代表者名 _____

姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告します。

補助年度 年度	補助金の名称 姫路市認知症サロン活動助成事業補助金
交付決定の年月日 年 月 日	補助事業の名称 姫路市認知症サロン活動助成事業
サロン名	
サロンの活動（設置）場所	
実績報告期間 年 月～ 年 月	
添付書類	

様式第6号（第10条関係）

サロン名

支出明細書（ ）月～（ ）月分

番号	領収書 N O	支出の内容 (品目) 食糧費は○を入力↓	領収日	領収相手方	領 収 金 額 (円)			備考
					計 (A)	うち補助対象外 (B)	うち補助対象 (C=A-B)	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
合 計					0	0	0	

補助対象経費 (円)	食糧費以外	0	円
	食糧費	0	円

様式第 7 号（第 1 1 条関係）

認知症サロン活動助成事業補助金確定通知書

年 月 日

サロン名 _____

代表者 _____ 様

姫路市長

年 月 日で実績報告書の提出があった姫路市認知症サロン活動助成事業補助金については、姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

補助年度 年度	補助金の名称 姫路市認知症サロン活動助成事業補助金
補助金確定額	円

様式第8号（第12条関係）

認知症サロン活動助成事業補助金交付請求書

（宛先）姫路市長

年 月 日

請 求 者

サロン名 _____

代表者住所 姫路市 _____

連絡先 _____

代表者名 _____

姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり
請求します。

補助金 確定額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
添付書類	

様式第 9 号（第 1 4 条関係）

認知症サロン活動助成補助金概算払決定書

年 月 日

サロン名 _____

代表者 _____ 様

姫路市長

年 月 日で実績報告書の提出があった姫路市認知症サロン活動助成事業補助金の概算払額については、姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱第 1 4 条第 3 項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

補助年度 年度	補助金の名称 姫路市認知症サロン活動助成事業補助金
期間	
概算払額	円

様式第 1 0 号（第 1 4 条関係）

認知症サロン活動助成事業補助金概算払請求書

（宛先）姫 路 市 長

年 月 日

請 求 者

サロン名

代表者住所

連絡先

代表者名

姫路市

姫路市認知症サロン活動助成事業補助金交付要綱第 1 4 条第 4 項の規定により、次のとおり請求します。

期間	
請求額	円
添付書類	